

第7章 戦略の効果的推進

1 戦略の推進体制

戦略の推進にあたっては、NPO等の民間活動団体、事業者、県民などの様々な主体と情報を共有し、参画と協働により連携して取り組むことが必要です。

このため、次の取組を推進します。

(1) 庁内の連携

庁内関係部局で構成する推進組織を設置し、戦略で定めた行動計画の着実な推進を図ります。

(2) 市町との連携

県と市町の連絡会議を開催し、県と市町、市町間の事業の連携を強化します。また、各市町における市町版生物多様性戦略の策定が県全体での生物多様性の保全に寄与することから、その策定に協力していきます。

(3) NPO等の民間活動団体との連携

生物多様性支援拠点を中心とするNPO等のネットワークを広げていくことにより、情報の共有・発信、相互の連携強化を進め、活動の一層の促進を図ります。

(4) 企業等の事業者との連携

企業のCSR活動等の情報を広く県民や他の事業者に発信して企業の取組を普及することにより、多くの企業が生物多様性に関心を持ち、活動に取り組むことを促すとともに、必要に応じて取組への助言を行います。

(5) 国、近隣府県との連携

国家戦略との連携を図るとともに、動植物の生息環境の保全・再生には県域を越えた広域的な取組が必要な時には、近隣府県とも積極的に連携・協力して取組を進めます。

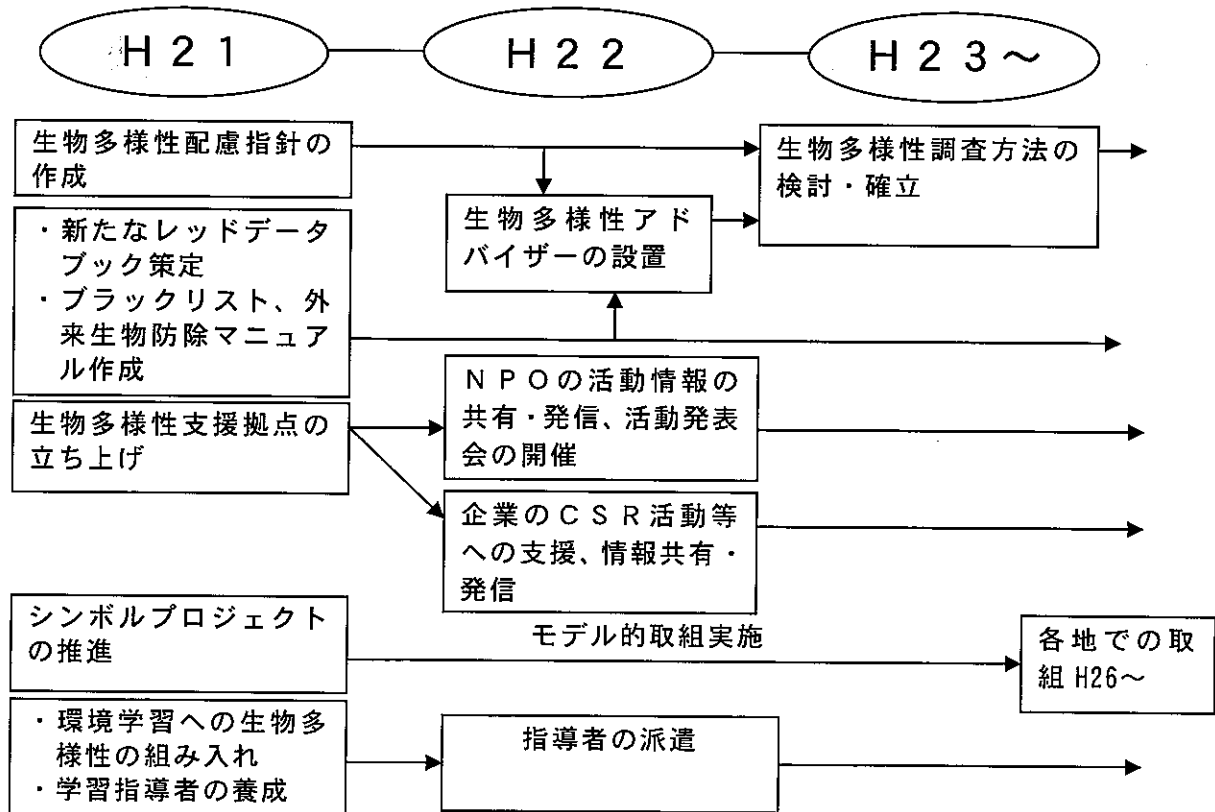
2 行動計画の行程表・数値目標及び点検評価

目標とする社会の実現に向けて、行動計画の行程と数値目標を下記のとおり設定し、その達成状況を毎年度点検・評価します。進捗状況の点検・評価にあたっては、生物多様性の動向及び事業の実施状況を年度毎にとりまとめ、県環境審議会に報告して、意見、提言を求め、取組をさらに推進します。

〔目標と行動計画の関連〕

目標 \ 行動計画	すべての事業で生物多様性の視点をもつことができる仕組みの確立	参画と協働による生物多様性保全活動の推進	人の営みと生物多様性の調和の推進	行動計画を支える基盤整備
いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会		◎		○
人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりと恵みが循環・持続する社会	○		◎	◎
地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会	◎		○	○

〔主な行動計画の流れ〕



行動計画：すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立

項目	内容	数値目標
生物多様性配慮指針の作成	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川、海岸等の指針作成 (H21) 森林、農用地、ため池等の指針作成 (H22) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性配慮指針の作成 (H22)
新たなレッドデータブックの策定	<ul style="list-style-type: none"> 生態系、植物、昆虫類、鳥類、魚類、ほ乳類等の分類ごとに順次策定 (H21~H28) 	<ul style="list-style-type: none"> 16分類の新たなレッドデータブックの策定 (H28)
外来生物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> レッドデータブックの策定に合わせて、ブラックリスト、外来生物防除マニュアルを作成 (H21~H25) 	<ul style="list-style-type: none"> ブラックリスト、外来生物防除マニュアルの作成 (H25)
生物多様性アドバイザーの設置	<ul style="list-style-type: none"> 体制・運用手法等の検討 (H21) 生物多様性アドバイザーの運用 (H22~) 	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの登録人数 100人 (H25)

行動計画：参画と協働による生物多様性保全活動の推進

項目	内容	数値目標
NPO等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 資金や会員を確保するための活動発表会の開催 (H22~) NPO相互が交流や情報交換できる場の提供によるネットワーク化の促進 (H22~) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性ネットワークに参画するNPO等の数 100団体 (H25)
生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県民の参画を促すNPO等の活動情報の発信 (H22~) 保全活動の象徴となるシンボルプロジェクトの実施 (H21~) グリーンツーリズムやエコツーリズムの推進 (継続) グリーンスクール事業等を通じた環境学習の推進 (H21~) 地域団体の環境学習会や企業の社員研修等へのNPO等リーダの派遣 (H22~) 生物多様性指導者の養成 (H21~) 	<ul style="list-style-type: none"> 棚田交流人などの農村ボランティア数 6,000人 (H27) 森林ボランティア数 12,120人 (H27) シンボルプロジェクト数 50箇所 (H25) 指導者養成数 300人 (H25)
企業のCSR活動等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 企業と土地所有者・活動指導者を結ぶコーディネート機能の充実 (H21~) 企業の生物多様性に関する事業活動の情報発信 (H22~) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性支援拠点によるコーディネート件数 50件 (H25)

行動計画：人の営みと生物多様性の調和の推進

項目	内容	数値目標
生物多様性に配慮した農林水産業の振興と企業活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬や肥料の適正使用など環境創造型農業の推進（継続） ・ 集落ぐるみの営農活動の支援（継続） ・ 食育を通じた生物多様性への理解促進（継続） ・ 広葉樹林や複層林の育成、県産木材の利用促進（継続） ・ 魚礁の設置や藻場の造成等（継続） ・ 事業活動による生物多様性への影響評価を行う企業の取組の促進（H21～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ぐるみで農村環境保全活動を実施する集落数（農地・水・環境保全向上対策集落数） 2200集落（H22） ・ 里山林の再生 16,000ha（H27） ・ 県内藻場面積 2,050ha（H27）
野生動物の保護管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林動物研究センターの成果を活かした人と野生動物の共生の促進（継続） 	
遺伝子資源の適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有用植物等の遺伝情報や機能に関する知見の収集・保存（継続） ・ 遺伝子組換え生物の生物多様性への影響評価情報の提供（継続） 	
防災機能と生物多様性との調和の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林や河川等における防災事業と生物多様性が調和する技術開発（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強い森づくり整備面積 15,700ha（H23）
地球温暖化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化による動植物への影響把握（継続） ・ 影響を受けやすい生物種の情報提供による保全活動への活用（H22～） 	

行動計画を支える基盤整備

項目	内容	数値目標
生物多様性支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方法の検討、拠点の立ち上げ（H21） ・ 県民の相談窓口、生物多様性に関する情報収集・提供（H22～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援拠点の立ち上げ（H21）
生物多様性保全のための予防的措置の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅のおそれのある種や遺伝子の保存（継続） ・ 条例等に基づく生物多様性重点対策種の指定（継続） ・ 計画段階の早い時期からの環境影響評価の実施（継続） 	
重要地域保全のための国際的な仕組みの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物圏保存地域の指定や世界ジオパークの登録支援（継続） 	

県内のすべての生物種の健全性を保つ

生物種の健全性が損なわれると、生育・生息基盤が脆弱で絶滅の危険性が高い野生生物が最初に悪影響を受けると考えられることから、兵庫県レッドデータブックにおいて絶滅の危険性を示すランク（A～C）ごとに掲載している生物種について、現在のランクからの変動状況を把握することにより、すべての生物種の健全性を評価する。